

新たに開設された当座預金における手形・小切手の発行停止について

令和7年3月吉日

お客様各位

平素より東栄信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、政府は、令和8年度末までに紙の手形・小切手を廃止し、全面的に電子化することを目指しており、これを受けて全国銀行協会においても「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」にもとづく取組みが進められています。

こうした背景を受け、当金庫では、当座預金の新規開設口座につきましては、紙の手形や小切手の発行を停止し、電子記録債権（でんさい）やインターネットバンキング等の電子的決済サービスへの移行をサポートしていくことで、お客様のデジタル化や効率化に向けた取組みを支援してまいります

つきましては、令和7年4月1日以降に開設された当座預金口座では、手形・小切手の発行、および為替手形の引き受けなどはできませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。併せて、新たに「当座勘定規定（手形小切手非発行口座用）」を新設いたします。

記

1. 停止する機能

- ◆ 手形・小切手の発行
- ◆ 為替手形の引き受け
- ◆ 手形・小切手の発行を前提とした下記サービスの取扱いも停止いたします。
 - 専用約束手形口（マル専）当座勘定の取扱い
 - パーソナルチェックの発行

2. 対象口座

令和7年4月1日以降に開設された当座預金口座

3. 新たに新設する規定

当座勘定規定（手形小切手非発行口座用）

4. 取扱開始日

令和7年4月1日

以上